

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：74305

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381116

研究課題名(和文) 人権教育における教育実践の構造に関する実証的研究

研究課題名(英文) Empirical Study about the Structure of Human Rights Education Practice

研究代表者

梅田 修 (Umeda, Osamu)

公益社団法人部落問題研究所・その他部局等・研究員

研究者番号：90111905

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,200,000円

研究成果の概要(和文)： 三つの研究目的に照らして、次のような研究成果があった。第一は、国際的な合意形成に見る人権教育は、「人権としての教育」が前提としてあって、そこに「人権についての教育」が位置づく構造であることを明らかにしたことである。第二は、日本における人権教育は、「人権意識の高揚」を目的とした精神主義的・道徳主義的な実践に傾斜していることを明らかにしたことである。第三は、人権認識と人権意識についてである。人権認識は社会認識の一部であり、社会認識に裏づけられた人権についての認識であること、人権意識は二つの側面(社会的関係・人間的関係)から把握する必要があることを明らかにしたことである。

研究成果の概要(英文)： In the light of the three themes of our study on human rights, we have observed the following points. The first point is on the human rights education which has reached the international agreement by now. The study has found out the acquisition of education itself is the premise of human rights education. Education on the human rights resides on that. The second point is on the practices of human rights education in Japan. The study found out raising awareness of human rights through spiritual and moral practices had been the main trend of human rights education. The third point is on the human rights recognition and the human rights awareness. The study has found out the recognition of human rights is a part of the social recognition. The human rights awareness should be treated through two aspects of social and human relationships.

研究分野：教育学

キーワード：人権教育 人権認識 人権感覚 人権意識

1. 研究開始当初の背景

(1) 人権教育政策の展開

政府関係機関として最初に人権教育を提起したのは、地域改善対策協議会「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的あり方について(意見具申)」(1996年)である。さらに人権擁護推進審議会「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本事項について(答申)」(1999年)をふまえて、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(2000年)が制定され、この法律にもとづいて国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002年)が策定されたことによって、国・自治体による人権教育施策の本格実施の条件が整えられたのである。

「人権教育・啓発に関する基本計画」をふまえて、文部科学省は、2003年に「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」(以下、調査研究会議)を発足させた。調査研究会議は、「学校における人権教育を推進するため、学習指導要領等を踏まえた指導方法の望ましい在り方等について調査研究を行う」ことを目的に審議を行い、「第一次とりまとめ」(2004年)、「第二次とりまとめ」(2006年)、「第三次とりまとめ(最終)」(2008年)を公表した。

これらの提言は、教育的に検討すべき課題が多い。第一は、人権教育の目標が「自他の人権を尊重する」ことに矮小化され、「人権としての教育」や主権者形成の観点が軽視されていることである。第二は、人権教育の目標に「具体的な態度や行動に現れる」ことまでふくめることで、認識の指導と態度の指導の区別が曖昧になることである。第三は、人権感覚なる曖昧な概念を持ちだして、人権教育の構造化をはかっていることである。人権感覚の内容や他の概念との関連などはまったく未解明であるだけでなく、人権感覚はもともと教育の対象となりうるのかという基本的な問題がある。

(2) 「同和教育における授業と教材研究会」「どの子ども伸びる研究会」の実践

社団法人部落問題研究所が発刊していた『はぐるま』(文学教材集)の研究会として、全国各地に組織されていたサークルに依拠して、1974年に「同和教育における授業と

教材研究会」(同授研)が結成された。その後「同授研」は、戦後の同和教育が重視してきた社会科、生活綴り方にまで研究分野を広げていった。1990年代に入って、同和教育の終結という事態を迎える中、「同授研」改組が問題となり、1995年に、「どの子ども伸びる研究会」(どの子研)が結成された。「どの子研」は、それまでの教育実践を集約する形で、人権教育シリーズ『主権者を育てる教育実践 - 小学校三年生編』(1996年)、『小学校四年生編』(1997年)、『小学校五年生編』(1997年)、『小学校六年生編』(2001)を出版した。

このように、「同授研」「どの子研」では、「主権者形成」を目標にしながら、人権認識の形成を系統的に追究してきた経緯がある。こうした実践の特徴は、第一に、子どもの人権に関わる認識諸領域とその相互関連について、「人権認識は、生活認識を基礎に、ゆたかな人間認識とたしかな社会認識を形成することによって定着させることができる」と指摘していることである。第二は、子どもの人権に関わる認識諸領域と一定の教育方法に対応させていることである。すなわち、「文学教育を中心とした人間認識の形成」「生活綴方を中心とした生活認識の形成」「社会科を中心とした社会認識の形成」として、各認識形成の中心的な教育方法を明確にした。

ただし、この提起にも検討すべき課題はある。これまで、四つの認識(生活認識・人間認識・社会認識・人権認識)の関連について、体系的に説明してこなかったことである

2. 研究の目的

(1) 国際的な人権教育論の到達点として、人権教育が主権者形成あるいは社会権などの対国家的な枠組みで構想されていることを検証することである。

(2) 日本の人権教育が、精神主義的・道徳主義的实践(自他の人権を尊重する教育)に傾斜する傾向にあることを検証することである。

(3) 「主権者形成」を目標とした人権教育実践を対象にして、人権認識の内容および人権認識と感情・態度との関連について検証することである。

3. 研究の方法

(1) 国際的な人権教育論の到達点を分析する。これは、国連やヨーロッパ評議会における人権教育論の調査・資料収集を通じて行う。

(2) 国・地方自治体の人権教育方針と人権教育研究指定校の教育実践を分析する。これは、人権教育方針と教育実践資料の収集と聞き取り調査を通じて行う。

(3) 子どもの人権認識と感情・態度の形成の関連について分析する。これは、社会科など関係する教育実践記録の分析と、実際の教育実践の分析を通じて行う。

4. 研究成果

(1) 国際的な人権教育論の到達点に関する分析

連携研究者・八木英二は、二度にわたってロンドン大学の文書館を訪れ、教育権に関する国際的合意と人権教育、ケイパビリティ概念と人権、新自由主義・市場主義におけるソーシャル・キャピタルとの関連に関する資料を収集した。

これらの資料を収集した目的は、ア.「国際諸機関における教育の合意形成のあり方」と人権教育論議の関連について整理すること、イ.「教育それ自体が人権である」事実と「人権についての教育」の統一的視点をふまえつつ、「教育論における in through 問題」やケイパビリティ概念を整理すること、ウ. 国際人権論における新自由主義や市場万能主義の影響を明らかにし、ソーシャル・キャピタルの役割が増大しているメカニズムを探ることである。

八木は、収集した論文・資料の分析を行い、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所・研究紀要『部落問題研究』第212輯に発表した(後掲5、雑誌論文)。

この論稿で八木は、国連の人権理事会決議をめぐり国際教育権論議を整理しつつ、主な論点である「目的規定と主体間権利関係」を取り上げ、1976年の旭川学力テスト最高裁判決など日本の教育裁判で扱われてきた論点などを比較考量しながら、教育内容編成と基準作成主体にかかわる教育権法理の意義を考察した。

さらに八木は、収集した論文・資料の分析を継続し、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所・研究紀要『部落問題研究』第220輯に発表した(後掲5、雑誌論文)。

この論稿で八木は、国連の「国連人権教育の10年」(1995~2004年)、「人権教育世界計画」第一段階(2005~2009年)、「人権教育世界計画」第二段階(2010~2014年)、「人権教育と研修に関する国連宣言」(2011年)、「人権教育世界計画」第三段階(2015~2019年)をふまえ、人権教育に対する国連のスタンスは「強制」ではなく「広報」にあること、国際的合意形成に見る人権教育は、「人権としての人権教育」がまずあって、そこに狭義の「人権についての教育」も位置づく構造であること、権利侵害につながりかねない特定の教育方法(参加型など)の押しつけは避けねばならないことを指摘した。

連携研究者・生田周二は、欧州評議会の人権教育・シチズンシップ教育に関する資料・論文の収集とその分析、関係者からの聞き取り調査を行って、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所・研究紀要『部落問題研究』第220輯に発表した(後掲5、雑誌論文)。

この論稿で生田は、「ドイツの教員養成大学における共生教育(市民性、価値教育等)に関する調査」の一環として訪問した(2016年12月)フライブルク大学(ドイツ)での政治教育関連の授業(「民主主義を理解し学ぶ(小学校)」授業 子どもの権利条約について理解を深める/地域において課題になっているテーマを10分間のラジオ放送にまとめる「政治とラジオ」の授業)や観察した教育実習の内容について報告した。

(2) 国・地方自治体の人権教育政策、人権教育研究指定校の教育実践に関する分析

研究代表者・梅田修は、滋賀県及び滋賀県下の市町における人権条例・人権施策基本方針などの分析を行い、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所・研究紀要『部落問題研究』第216輯に発表した(後掲5、雑誌論文)。

この論稿で梅田は、滋賀県下19市町のうち17市町で人権条例が制定されていること、19市町のうち17市町で人権施策基本方針などが制定されていることを示した後、人権施策の基調が「人権教育・人権啓発」と「相談・救済活動」の二つに限定されていること、焦点になっている「人権教育・人権啓発」も、基本は「人権意識(人権尊重の精神)の高揚」にあることを明らかにした。

さらに梅田は、和歌山県下の市町村における人権条例・人権施策基本方針などの分析を行い、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所研究紀要『部落問題研究』第220輯に発表した（後掲5、雑誌論文）。

この論稿で梅田は、和歌山県は、滋賀県と比較して人権条例・人権施策基本方針などを策定した市町村は少ないものの、人権施策の基調は、滋賀県と同様に「人権教育・人権啓発」と「相談・救済活動」の二つに限定されていること、「人権教育・人権啓発」の基本も「人権意識（人権尊重の精神）の高揚」にあることを明らかにした。

連携研究者・川辺勉は、地方自治体における人権教育方針の分析を行い、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所・研究紀要『部落問題研究』第220輯に発表した（後掲5、雑誌論文）。

この論稿で川辺は、1997年以来人権教育・人権啓発政策の中で繰り返し強調されてきた人権意識・人権感覚に焦点をあて、地方自治体の人権教育・人権啓発における人権意識・人権感覚の説明の問題点を指摘した後、近年登場してきた「人権意識チェックリスト」「人権感覚育成チェックリスト」をとりあげ、人権の理解・認識が不十分なまま人権意識・人権感覚という用語が使用されれば、誤った人権意識・人権感覚の形成につながることを、さらに人権意識を二つの側面（社会的関係・人間的関係）からとらえるべきことを指摘した。

連携研究者・森田満夫は、2013年度～2014年度の人権教育研究指定校（文部科学省指定）における人権教育の分析を行い、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所・研究紀要『部落問題研究』第216輯に発表した（後掲5、雑誌論文）。

この論稿で森田は、人権教育研究指定校のとりくみには、すべての教育実践の人権教育化（人権教育を核とした教育実践の「総合化」）が見られること、それは人権感覚中心の教育や特定能力・特定分野中心の教育が教育実践全体に及ぶことを意味すること、それはどの子どもひとしく保障されるべき学習権を実現する教育課程編成の創意工夫の自由度を狭める可能性があることを指摘した。

（3）人権認識の内容、人権認識と感情・態

度との関連の分析

連携研究者・川本治雄は、社会科における人権認識の形成に関する分析を行い、その成果の一部を公益社団法人部落問題研究所研・究紀要『部落問題研究』第220輯に発表した（後掲5、雑誌論文）。

この論稿で川本は、まず社会科における社会認識と人権認識との関連を問題にして、人権認識は社会認識に裏付けられた人権についての認識（人権認識）であり、社会認識の一環であるという位置づけを確認する。その上で、焦点になっている人権認識と行動・態度の関連について、学ぶべき知識と知識を学ぶ過程で獲得されるスキル、そしてそれらを統合したものとして行動・態度をとらえるべきだと指摘し、具体的には作品（パフォーマンス）という形で表現されることを明らかにした。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計8件）

八木英二、「人権教育」の国際的合意形成と教育実践論、部落問題研究、220輯、2017年、4-29、査読有

生田周二、ドイツにおける市民性・人権教育の一端、部落問題研究、220輯、2017年、30-44、査読有

梅田修、和歌山県における人権条例と人権施策基本方針、部落問題研究、220輯、2017年、45-65、査読有

川辺勉、人権教育政策論における人権意識・人権感覚の考察、部落問題研究、220輯、2017年、66-97、査読有

川本治雄、社会科教育における人権認識の形成、部落問題研究、220輯、2017年、98-125、査読有

梅田修、滋賀県における人権条例と人権施策基本方針、部落問題研究、216輯、2016年、2-47、査読有

森田満夫、人権教育研究指定校における人権教育（2013～2014年度の場合）、部落問題研究、216輯、2016年、48-95、査読有

八木英二、教育内容は誰が決定するのか、部落問題研究、212輯、2015年、2-34、査読有

6 . 研究組織

(1)研究代表者

梅田 修 (UMEDA OSAMU)
公益社団法人部落問題研究所・研究員
研究者番号：90111905

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者

八木英二 (YAGI HIDEJI)
京都橘大学・人間発達学部・教授
研究者番号：30071278

生田周二 (IKUTA SHUJI)
奈良教育大学・教育学部・教授
研究者番号：00212746

川本治雄 (KAWAMOTO HARUO)
帝塚山学院大学・教育実践教育センター・
教授
研究者番号：40314546

森田満夫 (MORITA MITUO)
立教大学・文学部・教授
研究者番号：80279421

林 美輝 (HAYASI MIKI)
龍谷大学・文学部・教授
研究者番号：80547753

川辺 勉 (KAWABE TUTOMU)
公益社団法人部落問題研究所・研究員
研究者番号：40342696